

川崎市妊娠・出産包括支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられず、育児支援その他の支援を必要とする妊産婦及び乳児（以下「妊産婦等」という。）を対象に、妊娠・出産包括支援事業（以下「包括支援事業」という。）を実施することにより、妊娠から出産までの切れ目のない支援を提供し、もって、子どもを産み育てやすい環境を整備することを目的とする。

（委託）

第2条 市長は、前条に定める目的を達成し、次条から第6条までに定めるすべての事業を履行できる事業者に委託し、包括支援事業を実施するものとする。

2 第6条に規定する産後ケア事業（以下「産後ケア」という。）は、前項の規定により包括支援事業の委託を受けた事業者（以下「受託事業者」という。）が利用調整した助産所又は、助産師（以下「助産所等」という。）がサービスを提供するものとする。

3 前項の他、市長は、産後ケアのうち第6条第1項第1号及び第2号に定める区分については、当該事業を履行できる医療機関に、同項第3号に定める区分については、当該事業を履行できる訪問看護事業者に委託し、実施するものとする。

4 医療機関及び訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）並びに受託事業者（以下「受託事業者等」という。）は、包括支援事業を実施し、継続的な支援が必要な対象者については、各区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）等の関係機関と連携し、支援に向けた調整を行うものとする。

（母子保健相談支援事業）

第3条 母子保健相談支援事業は、受託事業者が、妊産婦等の支援ニーズに応じ、必要な支援につなぐため、妊産婦等からの電話相談に対応するコーディネーターを配置し、各妊産婦等の状況に応じたサービス情報を提供するとともに、産後ケアの利用調整を行うものとする。

（妊娠・出産SOS事業）

第4条 妊娠・出産SOS事業は、受託事業者が、予期していない妊娠等で、誰にも相談できず悩んでいる人の個別相談に応じ、妊娠や出産に関する正しい情報を伝えるとともに、地域の相談窓口を案内するものとする。

（妊娠期サポート事業）

第5条 妊娠期サポート事業は、受託事業者が、妊婦とそのパートナー等を対象

に両親学級を開催し、育児知識の普及、情報提供及び個別相談に応じるものとする。

(産後ケア)

第6条 産後ケアは、受託事業者等が、母体の体力の回復を促し、母体ケア及び乳児ケアを実施し、今後の育児に資する指導及び相談を次の各号の区分により実施するものとする。

- (1) 宿泊型 助産師、保健師又は看護師を24時間体制で1名以上配置し、利用者が安全・快適に過ごせる施設設備を設け、宿泊により実施する。
- (2) 日帰り型 助産所等及び医療機関において、助産師が、来所した利用者に対し宿泊を伴わずに実施する。
- (3) 訪問型 助産師が、利用者の居宅を訪問して実施する。

2 宿泊型は原則、利用開始日の午前10時から翌日の午後2時までの1泊2日以上の利用を基本とする。(利用開始初日を1日とし、以降午前0時を過ぎるごとに1日が積算されるものとする。)

3 日帰り型は、1回の利用が6時間のロング型と90分のショート型とする。

4 産後ケアの利用期間は、利用の初日及び最終日を含め通算7日以内とする。ただし、多胎児の場合は、児1人につき通算7日以内とする。

5 産後ケアの利用対象者は、市内に住所を有する者のうち、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する乳児とその母親であって、次項に定める産後ケアを必要とするものとする。ただし、宿泊型及び日帰りロング型については医療行為が必要な者は、原則利用対象外とする。

- (1) 宿泊型及び日帰り型 月齢生後4か月未満の乳児（早期早産児の場合にあっては修正月齢。次号において同じ。）とその母親
- (2) 訪問型 年齢生後1歳未満の乳児とその母親

6 産後ケアにおいて実施する母体ケア、乳児ケア、育児に資する指導等は、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 産婦の母体管理及び生活面の指導
- (2) 乳房手当、乳房トラブルケア
- (3) 授乳方法
- (4) 沐浴方法
- (5) 発育・発達の観察
- (6) 体重・排泄の観察
- (7) スキンケア
- (8) その他必要に応じた心理的ケア・保健指導・育児指導

7 産後ケアを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、川崎市産後ケア事業利用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に妊産婦であることを証する書類又はその写しを添えて市長に提出しなければならない。なお、生活保護世帯及び当該年度（4月から6月に利用する場合は前年度）の市民税が非課税の世帯（以下「市民税非課税世帯」という。）については、それ

を証する書類又はその写しを提出するものとする。

- 8 市長は、申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、利用の可否の決定を行い、川崎市産後ケア事業利用承認通知書（第2号様式）又は川崎市産後ケア事業利用不承認通知書（第3号様式）により利用の可否の決定について、申請者に通知するものとする。
- 9 産後ケアの利用を承認された申請者（以下「利用者」という。）は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に川崎市産後ケア事業利用変更申請書（第4号様式。以下「変更申請書」という。）を提出しなければならない。なお、生活保護世帯及び市民税非課税世帯については、それを証する書類又はその写しを提出するものとする。
- 10 市長は、変更申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、第7項で通知した承認内容に変更がある場合は、川崎市産後ケア事業利用変更承認通知書（第5号様式）により、利用者に通知するものとする。
- 11 利用者は、産後ケア事業の利用にあたっては、受託事業者等に申込みを行うものとする。
- 12 助産所等及び医療機関等（以下「産後ケア実施機関」という。）が提供した事業に対して利用者から徴収する自己負担額は、別表第1に定めるとおりとし、利用者は、自己負担額を、利用した産後ケア実施機関に直接支払うものとする。
- 13 前項の自己負担額は、生活保護世帯及び市民税非課税世帯を除き、初回から5回目までの利用については、別表第1に定める額から2,500円を減じた額とする。なお、利用回数については、実際に利用した場合に限り、宿泊型は1日につき1回、日帰り型及び訪問型は1日1回につき1回として減額を適用する。
- 14 第10項で申し込みを行った利用日を変更又は利用を中止する場合は、利用者は当該利用日の前日の12時までに産後ケア実施機関に連絡をしなければならない。
- 15 利用者が、前項に定める期限を過ぎて産後ケア実施機関に連絡した場合、又は連絡することなく利用を中止した場合は、利用日の変更の場合を除き、産後ケア実施機関は第4項の利用期間として計上するものとし、受託事業者等はキャンセル料として別表第1に定める額と同額を直接利用者から徴収することができるものとする。また、その場合の算定基礎となる日数は、第16項に定める費用の算定及び第8条に定める委託料の算定においては、産後ケアの利用があった日数として計上するものとする。ただし、次の各号の要件のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
 - （1）出産した施設を退院する日から産後ケアを利用する予定としていたものが、退院日の変更により利用日を変更する場合
 - （2）地震、水害、その他の災害など、利用者の責に帰すべきものではない事由により連絡できなかった又は利用できなかった場合
- 16 受託事業者等が包括支援事業の利用者に提供する事業の利用料は、別表第

2に定めるとおりとする。

- 17 助産所等は事業を実施した月分の川崎市産後ケア事業実施報告書（第6号様式。以下「実施報告書」という。）を作成して、速やかに受託事業者に提出するものとする。
- 18 受託事業者は、助産所等から提出された実施報告書を取りまとめ、川崎市産後ケア事業実績報告書（第7号様式。以下「実績報告書」という。）とともに、速やかに市長に提出するものとする。
- 19 医療機関等は、事業を実施した月分の実施報告書及び実績報告書を作成して、速やかに市長に提出するものとする。

（産後ケア以外の事業の利用料）

第7条 受託事業者が包括支援事業の利用者に提供する、母子保健相談支援事業、妊娠・出産SOS事業及び妊娠期サポート事業の利用料は無料とする。

（委託料の支払い）

- 第8条 市長は、受託事業者等から、第3条から前条までに規定する事業の委託料の請求を受けた場合は、請求書又は川崎市産後ケア事業委託料請求明細書（第8号様式）、実施報告書、実績報告書等の内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。
- 2 前項に規定する産後ケアの委託料に関しては、第6条の規定により決定した利用料の額から同条第11項及び第12項の規定により決定した利用者が支払うべき自己負担額を減じて得た額とする。ただし、同条第14項第1号に該当する場合は、受託事業者等は産後ケアにかかる費用から自己負担額を差し引いた額を市長に請求することができる。

（記録の整備）

第9条 受託事業者等は、包括支援事業の適正な実施を確保するため、事業に関する事項を記録し、実施年度の翌年度から起算して5年間保存しておくものとする。

（報告及び調査）

第10条 市長は、受託事業者等による包括支援事業の実施状況について、必要に応じて報告を求め、又は職員をして記録その他必要書類の調査をさせることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、包括支援事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 旧要綱の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 旧要綱の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

サービス種別	世帯種別	自己負担額
産後ケア事業 （宿泊型）	一般世帯	1 日につき 7, 5 0 0 円
	市民税非課税世帯	1 日につき 2, 5 0 0 円
	生活保護世帯	無 料
産後ケア事業 （日帰りロング型）	一般世帯	1 回（6 時間）につき 7, 5 0 0 円
	市民税非課税世帯	1 回（6 時間）につき 2, 5 0 0 円
	生活保護世帯	無 料
産後ケア事業 （日帰りショート型）	一般世帯	1 回（9 0 分）につき 4, 0 0 0 円
	市民税非課税世帯	無料
	生活保護世帯	無料
産後ケア事業 （訪問型）	一般世帯	1 回（9 0 分）につき 5, 0 0 0 円
	市民税非課税世帯	無 料
	生活保護世帯	無 料

※生活保護世帯及び市民税非課税の世帯については、世帯員全員分のそれを証する書類又はその写しを提出するものとする。

※生活保護世帯及び市民税非課税世帯を除き、初回から 5 回目までの利用については、別表第 1 に定める額から 2,500 円を減じた額とする。なお、利用回数については、実際に利用した場合に限り、宿泊型は 1 日につき 1 回、日帰り型及び訪問型は 1 日 1 回につき 1 回として減額を適用する。

別表第 2（第 6 条関係）

サービス種別	利用料
産後ケア事業（宿泊型）	1 日につき 3 0, 0 0 0 円
産後ケア事業（日帰り型ロング型）	1 回（6 時間）につき 1 8, 0 0 0 円
産後ケア事業（日帰りショート型）	1 回（9 0 分）につき 8, 0 0 0 円
産後ケア事業（訪問型）	1 回（9 0 分）につき 1 0, 0 0 0 円

※産後ケア事業（宿泊型）の 1 日の利用料について、乳児の母のみ及び乳児 1 人までを 3 0, 0 0 0 円とし、乳児 2 人以上は、同額に乳児の人数を乗じて得た額とする。

川崎市産後ケア事業利用申請書

年 月 日

宛先) 川崎市長

申請者 住所 川崎市
氏名
電話
(利用者との関係:)

次のとおり、産後ケア事業の利用を申請します。

利用者住所	川崎市 区			
電話番号	自宅 ー ー 携帯 ー ー ※連絡の取りやすい携帯電話等の番号を記載してください。			
利用者 (妊産婦)	氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
利用者 (子)	氏名	(第 子)	生年月日	年 月 日
			出産(予定)日	年 月 日
	出産(予定) 病院・産院名			
	出生体重		g	
申請理由	1 産婦の心身のケアや保健指導を必要としている。 2 児の成長・発達についての保健指導を必要としている。 3 育児に関するサポートや保健指導を必要としている。 4 その他 ()			
利用希望 期間等				

生活保護受給世帯又は市民税非課税世帯の方は、利用者負担額が通常よりも低い金額となります。次の当てはまる箇所にチェックをしてください。
☐ どちらにも該当しない ☐ 非課税世帯 ☐ 生活保護受給世帯

※生活保護世帯及び市民税非課税の世帯については、世帯員全員分のそれを証する書類又はその写しの提出が必要です。

同意書

本事業を利用するにあたり、次のことに同意します。

- 1 ご利用の案内を読みました。
- 2 宿泊型、日帰り（ロング型）を利用する場合は、母親が妊娠前から産後ケア申し込みの時まで、治療している病気はありません。
- 3 施設予約時に、上記の内容が確認された場合は、宿泊型、日帰り（ロング型）の利用をお断りする場合があります。
- 4 利用日に、体調等がすぐれない場合（発熱している、持病が悪化している等）はご利用をお断りする場合があります。
- 5 産後ケアの利用中に、急な体調不良等で、施設が継続困難と判断した場合は、利用の中断をする場合があります。
- 6 お子様一人につき通算して7日（回）までの利用を超えて利用された場合は、施設が設定する利用料金の全額が自己負担となります。（多胎児の場合は児一人につき7日以内の利用が可）
- 7 生活保護世帯及び市民税非課税世帯を除き、母親1人につき初回から5回目まで利用料金が2500円減免されます。5回の回数を超えて減免を利用した場合は、利用料金の差額分は自己負担となります。
- 8 利用日の前日の12時までに利用の変更や中止の連絡がない場合は、キャンセル料として費用を徴収されます。なお、キャンセル料は減免の対象になりません。
- 9 利用料金またはキャンセル料は各施設に直接現金で支払います。
- 10 本事業の実施及び利用状況及び支援に必要な情報を、川崎市及び川崎市から業務委託を受けた事業者又は医療機関で共有します。
- 11 利用者負担額等の算定に必要な場合、申請者や同居親族の市区町村民税課税状況について、文書の閲覧又は資料の提供を官公署に求めることがあります。

☐ 同意する

☐ 同意しない

川崎市産後ケア事業利用承認通知書

第 号

年 月 日

様

川崎市長

年 月 日付けの申請による産後ケア事業の利用について、下記のとおり承認したので、通知します。

記

利用 者 名（妊産婦）		
利 用 承 認 期 間 等	年 月 日 まで	
出 産 日（予 定 日）	年 月 日 まで	
承 認 番 号		
利 用 料 金 ※初回から5回目までの利用分は 利用料金から2500円を減じた額 を施設にお支払いください。 （市民税非課税世帯及び生活保護世帯を除く。）	宿 泊 型	1日 当 たり 円
	日 帰 り（ロ ン グ 型）	1日 当 たり 円
	日 帰 り（シ ョ ー ト 型）	1日 当 たり 円
	訪 問 型	1回 当 たり 円

利用者は、利用の際に施設に本通知書を提示してください。

【注 意 事 項】

- ※利用承認期間は、上記の記載に関わらず、宿泊型、日帰り型は出産日から産後4か月になる前日までとなり、訪問型は1歳のお誕生日の前日までとなります。
- ※健康状態その他の事由により、施設の側で受入れができない場合があります。
- ※利用を中止する場合は、利用日の前日の午前12時までに利用する施設に直接連絡してください。期日を過ぎての利用日の変更（中止）、または、連絡をすることなく利用を中止した場合は、キャンセルとして取り扱い、キャンセルに伴う利用者負担が発生しますのでご注意ください。

利用変更・中止した場合の利用者負担額		
利用日の前日の昼12時までに連絡した場合	宿泊・日帰り・訪問型	0円
利用日の前日の昼12時以降に連絡した場合又は無連絡（注）の場合	宿泊型	円
	日帰り（ロング型）	円
	日帰り（ショート型）	円
	訪問型	円

（注）宿泊型の場合に、利用開始日を過ぎて連絡した場合は、上記の金額に、連絡をした時点までの日数を乗じた金額をお支払いいただきます。

【同意事項】

第3号様式

川崎市産後ケア事業利用不承認通知書

年 月 日

様

川崎市長

年 月 日に申請のありました産後ケア事業の利用について、次のとおり不承認としたので通知します。

(不承認の理由)

川崎市産後ケア事業利用変更申請書

年 月 日

宛先) 川崎市長

申請者	住所	川崎市
	氏名	
	電話	

次のとおり、申請します。

利用者氏名		(利用者番号：)	
変更事由		変更前	変更後
	☐ 利用料金 ☐ その他	☐ 一般世帯 ☐ 市民税非課税世帯 ☐ 生活保護世帯 ☐ その他	☐ 一般世帯 ☐ 市民税非課税世帯 ☐ 生活保護世帯 ☐ その他
変更事由発生年月日		年	月 日

※生活保護世帯及び市民税非課税世帯に変更するものについては、それを証する書類又はその写しを提出するものとする。

様

川崎市長

川崎市産後ケア事業利用変更承認通知書

産後ケア事業利用変更について、次のとおり決定します。

利用者氏名		(利用者番号：)					
変更事由	□利用料金 □その他	変更前			変更後		
		宿泊型	1 日当たり	円	宿泊型	1 日当たり	円
		日帰りロング型	1 日当たり	円	日帰りロング型	1 日当たり	円
		日帰りショート型	1 日当たり	円	日帰りショート型	1 日当たり	円
		訪問型	1 回当たり	円	訪問型	1 回当たり	円
		その他			その他		
変更事由発生年月日		年		月		日	

産後ケアを利用する時には、川崎市産後ケア事業利用承認通知書と併せて本通知書を産後ケア実施機関に御提示ください。

第 6 号様式

川崎市産後ケア事業実施報告書

利 用 者 氏 名		生年月日	年	月	日
住 所	川崎市 区				
子 の 氏 名		生年月日	年	月	日
	☐ 多胎				
利 用 種 別 及 び 期 間	☐ 宿泊型 ☐ 日帰り（ロング型） ☐ 日帰り（ショート型） ☐ 訪問型 年 月 日～ 年 月 日（ 日間）				
保健指導の内容 （該当するものにチェックしてください。）	☐ 産婦の母体管理 ☐ 生活面の指導 ☐ 乳房管理 ☐ 沐浴指導 ☐ 授乳等の育児指導 ☐ その他必要な保健指導（ ）				
世 帯 の 区 分	☐ 一般世帯 ☐ 市民税非課税世帯 ☐ 生活保護世帯				
5 回 までの 利用	☐ あり（ 回分） ☐ なし				
自 己 負 担 額	￥ （ 円 × 日）				
母 の 状 況					
児 の 状 況					
助 産 師 実 施 結 果 ・ 所 見					
継続支援の必要	なし・あり	その理由			
引 継 事 項	☐ 地域みまもり支援センター（ 月 日：担当 ） ☐ 医療機関紹介 ☐ 産後ケア再利用 ☐ 子育て支援機関 ☐ その他、連絡など				

上記利用者に対し、産後ケア事業を実施しましたので、結果を報告します。

年 月 日

所 在 地
名 称
氏 名

宛先)川崎市長

川崎市産後ケア事業実績報告書(年 月分)

委託事業者

No.	利用者氏名	生年月日	子の氏名	生年月日	居住区	世帯区分	利用種別	利用助産所名	利用料単価	自己負担単価	利用開始日	利用日数	利用総額	5回までの利用回数(回分)	自己負担額	請求額	多胎	備 考
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		
31																		
32																		
33																		
34																		
35																		
36																		
37																		
38																		
39																		
40																		
41																		
42																		
43																		
44																		
45																		
46																		
47																		
48																		
49																		
50																		

宛先)川崎市長

川崎市産後ケア事業委託料請求明細書

請求者 (契約書と同様に願います。)
住所
名称
(法人名)
代表者名
印
(役職及び氏名)

次のとおり、 年 月分の川崎市産後ケア事業委託料を請求します。

請求額	¥	円
内訳		
【宿泊型】		
世帯区分1(一般世帯)	@ 22,500 ×	日(利用日数) = 円
世帯区分2(市民税非課税世帯)	@ 27,500 ×	日(利用日数) = 円
世帯区分3(生活保護世帯)	@ 30,000 ×	日(利用日数) = 円
【日帰りロング型】		
世帯区分1(一般世帯)	@ 10,500 ×	日(利用日数) = 円
世帯区分2(市民税非課税世帯)	@ 15,500 ×	日(利用日数) = 円
世帯区分3(生活保護世帯)	@ 18,000 ×	日(利用日数) = 円
【日帰りショート型】		
世帯区分1(一般世帯)	@ 4,000 ×	日(利用日数) = 円
世帯区分2(市民税非課税世帯)	@ 8,000 ×	日(利用日数) = 円
世帯区分3(生活保護世帯)	@ 8,000 ×	日(利用日数) = 円
【訪問型】		
世帯区分1(一般世帯)	@ 5,000 ×	日(利用日数) = 円
世帯区分2(市民税非課税世帯)	@ 10,000 ×	日(利用日数) = 円
世帯区分3(生活保護世帯)	@ 10,000 ×	日(利用日数) = 円
【該当がある場合記載】		
5回までの減免	@ 2,500 ×	回(利用回数) = 円
多胎児	@ 30,000 ×	日(利用日数) = 円
キャンセル(分娩医師の判断によるもの)	@ ×	日 = 円
	@	日 = 円
合計		円

口座情報(本市に御登録されているものと同様に省略せずに御記載ください)

お振込先

口座

名称